

ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(一)

小松 良 正

- 一 序論
- 二 請求併合に関する規定
 - (一) 一九六三年のミシガン一般裁判所規則
 - (1) 請求の必要的併合
 - (2) 請求及び反訴の任意的併合
 - (3) クロス・クレイム
 - (4) 弁論の分離・一部判決
 - (5) ルール二〇三第一項に関する判例の動向(以上本号)
 - (6) 一九七八年の委員会の改正規則提案
 - (二) 一九八五年のミシガン裁判所規則
- 三 当事者併合に関する規定
- 四 請求併合と当事者併合の関係
- 五 わが国の民訴理論への示唆

一 序論

アメリカの民事訴訟理論は、最近のわが国における民事訴訟理論に大きな影響を与えており、わが国においても、それらについての研究がますます盛んになりつつある。アメリカの民事訴訟における（判決効の関係での）請求の問題や、訴訟主体に関する問題もまたわが国において大きな関心の対象となっていることはいうまでもないであろう。

ところで、わが国の民事訴訟法は、訴えの客体的併合について任意的併合を規定し（民訴二二七条）、訴えの主体的併合については、通常共同訴訟（同五九条）と必要的共同訴訟（同六二条）を規定している。これに対して、アメリカのミシガン州における裁判所規則は、当事者の併合については、必要的併合と任意的併合を規定しているが、請求の併合についても、任意的併合（permissive joinder）の他にさらに必要的併合（compulsory joinder）という特色ある規定を有している。この特色ある規定を含んだ規則は、一九六三年に、ミシガン一般裁判所規則（Michigan General Court Rule: GCR）として施行され適用されてきたが、一九八五年に、必要な改正を経て、新たにミシガン裁判所規則（Michigan Court Rule : MCR）として施行されるに至った。⁽¹⁾

本稿は、ミシガン州における裁判所規則のうち、特に請求の必要的併合のルールについて、それがどのような趣旨で制定され、現実の裁判においてどのように適用されてきたのか、また、このルールは当事者併合のルールとどのような関連性を持つのかを考察することを目的とする。また、この請求の必要的併合のルールは、請求併合や当事者併合の問題だけではなく、判決効の範囲の問題や審判対象としての請求の問題とも密接な関係を有するものであり、わが国の民事訴訟理論にも有益な示唆を与えるように思われるので、この点についても考察することにする。⁽²⁾

二 ミシガン裁判所規則における請求併合の規定について

一九六三年にミシガン州最高裁判所により施行された規則は、ミシガン一般裁判所規則（Michigan General Court Rule）という名称を与えられ、民事訴訟手続はこの規則の適用をうけることになった。しかし、その後この規則について必要な改正作業がすすめられ、一九八五年に、その規則は新たにミシガン裁判所規則（Michigan Court Rule）として施行されるにいたった。

そこで、まず最初に一九六三年に施行されたミシガン一般裁判所規則は、請求の併合（請求の客体的併合）について、どのような規律をおこなっているかを、考察することにする。

（一）ミシガン一般裁判所規則における請求併合に関する規定

ミシガン一般裁判所規則において請求併合に関する規律をしているのは、ルール二〇三であり、⁽³⁾その第一項は請求の必要的併合を、第二項は請求及び反訴の任意的併合を、第三項は共同当事者に対するクロス・クレイム（共同訴訟人間請求）を、第四項は、弁論の分離を規定している。

ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯（一）（小松）

(1) 請求の必要的併合

(i) ルール二〇三第一項

ルール二〇三第一項は、次のように定める。

〔請求 (Claims)〕

「訴え (complaint) は、訴答者が訴答送達の時点で相手方当事者に対して有するコモン・ロー又はエクイティ上のすべての請求がその訴訟の主題である取引または事件から生じ、かつその裁判のために裁判所が管轄権を獲得出来ない第三当事者の出廷を必要としないときは、請求としてそれらすべての請求を陳述しなければならない。申立てまたは審理前協議において不適当な請求の併合または併合を必要とする請求を併合しないことについて異議の申立てがなされないときは、必要的併合のルールは放棄されるものとし、判決は現実⁽⁴⁾に争われた請求以上のものを吸合 (merge) しないものとする。」

この規定は、固有の請求の客体的併合において、請求の必要的併合 (compulsory joinder) を定めるもので、他州にその例をみない独自の規定となっている。

この規定の前段は、原告が同一の事件から生じた被告に対する数個の請求を併合しなければならないことを定め、後段は、原告が併合することを必要とする請求を併合しない場合に、被告がこれについて異議を申し立てなかったときは、必要的併合のルールが放棄され、併合されない請求に基づく後訴が認められることを定めている。このような

特色ある規定が設けられるに至った理由を探るため、この規則を起草した合同委員会の注釈を考察してみることにした。⁽⁵⁾

(ii) 規則の立法趣旨 (合同委員会の注釈)

この規則を起草した、ミシガン州における訴訟法改正に関する合同委員会 (Joint Committee on Michigan Procedural Revision) は、この規定について次のような興味深い注釈をおこなっている。⁽⁵⁾

委員会の注釈によれば、まずこのような請求の併合を要求する規則は、当事者間のすべての権利を一つの手続で解決することができかつ解決すべき状況において、二重の訴訟を妨げようとするものである。訴訟原因分割禁止原則 (rule against splitting a cause of action) の下で、原告は、現在、同一の取引または事件から生じた被告に対する全ての請求の併合を要求される。この原則は、ルール二〇三第一項に組み入れられたが、そのルールは、この要求を分割禁止原則としてではなく、併合のルールとして述べている。⁽⁶⁾

他方において、規則後段における必要的併合のルールの放棄の規定については次のような指摘がなされている。

ルール二〇三第一項の必要的併合の規定とその全てを包摂するという性質のもつ苛酷な点は、その後段「放棄の規定」、およびプリティヤル・カンファランスにおける裁判官に、併合を必要とするすべての請求が併合されたか否かを審尋することを求めるルール三〇一の規定によって、賢明な方法で緩和されている。必要的併合の規定 (これは、訴訟原因分割禁止の原則として述べられることがある) の強制に関連した現在の手続の苛酷な点とは、それがマージャー (merger) あるいはレス・ジュディカタ (既判事項) の原則を通して、ほとんど常に事後的に強制され

⁽⁵⁾ ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(一)(小松)

るといふ事実である。言い換えれば、現在、訴訟原因の全てが提起されたか否かの問題は、その瑕疵を修正することのできた前訴ではほとんど申し立てられないのである。そのような異議の申立は、通常、分割またはマージャーを申し立てる別の訴訟においてなされる。このような手続の遅い段階では、当事者がいかに善意 (innocent) であろうとも、もはやその点を修正する方法はなく、当事者は残余の請求について争う機会を喪失するのである、と。

すなわち、委員会は、放棄の規定が、プリトリアル・カンファランスの裁判官が必要的併合についての発問を行うものとするという要件と結び付いて、現在の分割禁止原則、またはマージャーというレス・ジュディカータの原則として知られているものの多くの苛酷な点を緩和することに貢献するであろうとの、興味深い指摘をおこなっている。現在の實務では、もしある者が、訴訟原因 (cause of action) と呼ばれているものすべてについて訴えを提起しないとするれば、彼は、その訴訟原因の残部について第二の訴えを提起しようとするまで、この事実を発見することができず、その時点では、彼は、分割禁止の原則あるいはマージャーの原則により訴訟を妨げられるであろう。その時点では、すでに遅過ぎて、彼は、その瑕疵を修正できないのである。そのような結果は、決して訴答者の誠実さ (good faith) に依存してはいない。⁽⁹⁾

拡大された併合の規定とともに、提案された規則にふくまれているこの重要な「不併合に対する異議申立とその放棄に関する」規定は、マージャー (遮断効) の範囲が、前訴において決定される方法を定めている。例えば、提案されたルールのもとで、原告が訴訟原因の一部だけについて訴訟を提起し、かつ被告がこれに対して異議を申し立てないか、あるいはプリトリアル・カンファランスにおいて質問を行わなかったならば、現実に争われた訴訟原因のそ

の部分だけが吸合 (遮断) され、かつその訴訟原因の残部について後訴を提起することができ。他方において、請求と一緒に提起させようという要求が存在するならば、被告は前訴において「異議を申し立て又は」質問を提起することにより、原告に全ての請求を一つの訴訟に提起することを強制することができ、原告はそうしなければならぬか、あるいは、訴訟原因を分割して、それについて再び争うことができないというペナルティを負わなければならない。⁽⁹⁾

ルール二〇三第一項は、必要的併合という広範囲なルールであり、当事者が同一の取引または事件から生じた全ての事項を一つの訴訟で解決することを要求するという理論に基づいている。しかしながら、それはまた、前訴においてどの事項が取引または事件から生じるかを決定する賢明な方法をも規定しており、もし、当事者が (原告は、全ての請求を争わず「すなわち、一部の請求のみを争い」、被告は異議を申し立てないことにより) 数個の請求を二つに分けて争うことを望むときは、マージャーの原則の苛酷さによって、当事者は不利益を受けるべきではない。⁽¹⁰⁾

また、合同委員会は、このルールによってコラテラル・エストoppelの原則の適用は、なんらの変更も受けないことを指摘している。⁽¹¹⁾

このように述べて、合同委員会は、このルールが現在の手続原則において存在する主たる欠陥を修正するがゆえに、プリードイング全体に関するルールのうちでもっとも重要なものであるとの意見を述べている。この併合の規定によって、おそらく別々の審理は一層少なくなり、またその強制における苛酷な点の減少により、実体関係に基づかない (non-meritorious) 却下 (dismissal) は一層少なくなるであろう。それはまた審理との関係において、どの

ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(一)(小松)

請求が実際に一諸に審理されあるいは分離されるべきかについて、より賢明な判断を可能とするであろう。なぜなら、この判断は、請求が手続のプリーディングの段階で申し立てられた後に、行うことができるからである、というのが委員会の意見であった。⁽¹²⁾

(iii) 反訴についての必要的併合の不適用

合同委員会が起草したルール二〇三第一項の最初の草案によれば、訴訟の主題である取引又は事件から生じた反訴は併合しなければならないものとされた。⁽¹³⁾ この最初の草案は次のように述べていた。

〔必要的請求及び反訴 (Compulsory Claims and Counterclaims)〕

「プリーディング (訴答) は、それが送達される時点において、訴答者が相手方当事者に対して有するコモン・ローまたはエクイティ上のどの請求についても、それらが訴訟の主題である取引または事件から生じ、かつその裁判のために裁判所が管轄権を獲得することのできない第三者の出廷を必要としないときは、請求 (claim) 又は反訴 (counterclaim) として、それら全ての請求を陳述しなければならない」。⁽¹⁴⁾

合同委員会は、このルールが、拡大された必要的併合のルールであり、最初の請求と反訴の双方に適用されるものであることを指摘している。その理由として、もし、原告が訴訟原因分割禁止原則のもとで、彼が有するすべての請求を申し立てることを要求されるならば、同様の状況のもとで、被告は原告に対する請求を申し立てることを要求されるべきであるからだとしている。さらに、委員会はこのルールが、連邦民事訴訟規則一三条(a)項の必要的反訴 (compulsory counterclaim) の規定を模範としたことを述べている。⁽¹⁵⁾

しかし、草案が最終的にミンガン最高裁判所に提出された時点で、必要的反訴は削除された。それゆえ、反訴をルール二〇三第二項に基づき提起するかどうかは訴答者の自由である。⁽¹⁶⁾

合同委員会がなぜ、最後の草案の段階において必要的反訴を採用しないことにしたのかについては、十分な説明がなされていない。しかし、これについては、ブルーム教授の次のような批判が重要であるように思われる。すなわち、反訴を必要的なものとしている、提案された規則の規定は、現在の理論的展開と一致してはいるが、手続上の過失 (procedural error) によって請求を喪失するという危険を増加させる、というものである。⁽¹⁷⁾

このような批判に対しては、逆に、規則の最初の草案を支持して (すなわち、必要的反訴の規定を支持して) 次のような見解が主張されている。第一に、必要的反訴の制度は、すでに連邦民事訴訟規則において十分に機能しているだけでなく、州の法典においても採用されており、馴染み深いものである。⁽¹⁸⁾ 第二に、必要的反訴についてなされる明白な反対とは、被告が、自分に対して提起された訴訟の主題と関連した、履行されるべき請求を有することを知らないであろうということである。そして、さらに重要なことは、被告がそのような請求を知っていると、必要的反訴のルールにおけるその請求の重要性に気づかないであろうということである。これらの理由で、被告側弁護士は、まったくその請求の存在を知ることができないと。しかし、必要的反訴のルールが適用されれば、被告側弁護士が、答弁に先立ち適切な調査を行うことで、その危険を克服することができる。連邦民事訴訟規則一三条(f)項も、被告への重要な保護を規定している。その規定によれば訴答者が不注意、怠慢又は理由ある過失により反訴を提起しないとき、又は、正義が要求するとき、訴答者は裁判所の許可を得て、修正により反訴を提起することができる。こ

ミンガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(一)(小松)

の規則は広く解釈され、実際、ある連邦裁判所は、任意的反訴を提起しなかったことが、訴答者の不注意、怠慢又は理由ある過失によるものではなかったにも拘らず、この反訴を答弁後に申し立てることを許可した。十分な主張を行えば、そのような反訴を判決後に提起することができるであろう、と。また、ある場合には、特定の反訴が原告の訴訟の取引または事件から生じ、それゆえ連邦規則における必要的反訴に該当するか否かが問題となるであろう。このような困難は、反訴の主張によって防ぐことができ、もし、反訴を本訴請求と共に審理するのが不便宜であるときは、弁論の分離を命じることができ得るであろう。必要的反訴のルールは、できるだけ多数の訴訟を避けるべきであるという基本的な哲学を成し遂げる一助となる。もし、連邦規則の体系を模範として用いるとすれば、必要的反訴のルールは、この体系に不可欠なものと考えるべきである、というのである⁽¹⁹⁾。

また、別の見解によれば、もし、原告が被告に対して有する全ての請求の陳述を要求されたとすれば、被告もまた同一の取引又は事件から生じた原告に対する全ての請求の陳述を要求されるべきであり、必要的反訴を採用しなかった裁判所の落度によって、将来の訴訟において多くの問題が生じ、かつ新しい規則が生み出されるにいたった目的、すなわち司法運営上の問題として、単一の取引または事件から生じた全ての請求を便宜に（conveniently）解決するという目的を害するであろうという批判がなされた⁽²⁰⁾。

明確な規定により、訴答者が、反訴、クロス・クレイム、又は第三当事者請求を最初の訴訟に併合するか否かは、彼の自由とされる（ルール二〇三第二項・第三項及びルール二〇四）。しかし、ひとたび、彼が反訴、クロス・クレイム又は第三当事者請求を最初の訴訟に併合するならば、彼もまたルール二〇三第一項の適用を受ける。すなわち、訴答者

は彼がその事件に併合した請求についての主題である取引又は事件から生じた全ての請求を併合しなければならぬ。彼は、相手方当事者がルール二〇三第一項で規定されるように、不併合に対して異議を申し立てるならば彼の訴訟原因を分割できないのである⁽²¹⁾。

(2) 請求及び反訴の任意的併合

(i) ルール二〇三第二項

ルール二〇三第二項は、請求及び反訴の任意的併合について、次のように規定する。

ルール二〇三第二項〔任意的請求及び反訴（Permissive Claims and Counterclaims）〕

「訴答において、訴答者は、独立した又は択一的な請求として、彼が相手方当事者に対して有するであろうコモン・ローまたはエクイティ上の数個の請求を併合することができる。以前において、他の請求が追行され終了した後のみ、ある請求について審理を行うことができる場合には常に、それらの二個の請求は、単一の訴訟において併合されうる。しかし、裁判所は、当事者の相互の権利に従ってのみ救済を与えるものとする。」

(ii) 起草者の注釈

① 合同委員会の注釈

この規定を設けるにいたった背景について、合同委員会は、次のように説明している。

請求の併合を許す現在の制定法は、相当に自由であり、当事者は、彼が被告に対して有している数だけの訴訟原因を併合できる。しかし、明確な文言によって、訴答者は、コモン・ローとエクイティ上の請求を併合することができ

ミンガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(一)(小松)

ない。また、併合に関する制定法はもっぱら、訴訟原因 (cause of action) の併合だけを認め、訴訟 (actions) 自体の併合を認めないと判示する事例が存在した。アサンプシット (assumpsit) は、リプレヴィン (replevin) と併合することができないと判示され、リプレヴィンは、トレスパスと併合できないと判示された。コモン・ローとエクイティの融合と、様々な訴訟方式の廃止のゆえに、ルール二〇三は、共に便宜に審理することのできるいかなる全ての請求についても併合を認めるであろう。この考え方は、裁判所に対して、必要な場合には併合された請求を分離し、別個の判決を言い渡す裁量を付与することによって実行することができる、⁽²²⁾と。

② 起草委員による注釈

ミンガン一般裁判所規則については、合同委員会による注釈の他に、この委員会の委員であった Honigman 氏らによる詳細な注釈書が著されており、⁽²³⁾これによれば、ルール二〇三第二項については、次のような指摘がなされている。

ルール二〇三第二項によれば、それぞれの請求の主題 (subject matter) が関連性をまったくもたない場合でも、当事者が相手方に対して有するコモン・ローまたはエクイティ上の全ての請求の併合が、無制限に認められる。これは連邦規則一三条 (b) 項の反訴の規定及び一八条の訴状における請求の規定に倣ったものである。そのルールは、関連性のない請求を同一当事者間で申し立ててもなんらの不利益も生じえないという考えをその根拠としている。問題となるのは、審理の運営 (trial administration) である。すなわち、関連性のない問題によって訴訟を不適當に混乱させるか、あるいは数個の手続よりも一つの手続で全ての問題を、より迅速に処理できるかである。裁判所は、ル

ール二〇三第四項及び五〇五第二項により、審理上の便宜という問題を処理する権限をもつ。

請求は、論理一貫して併合される必要はない。ルール一四第二項のグット・フェイス (good faith) の要件に服することだけを条件として、それらの請求を選択的に申し立てることができる。請求は、それを他のものと併合しても放棄されない。また、陪審裁判を受ける権利は、コモン・ロー上の請求をエクイティ上の請求と併合しても放棄されない。別個の請求は、個別的な記載により、陳述される事項についての明確な表示が促進されるときは、ルール一三第二項により、個別に番号を付したカウント (counts) において、個別に述べられなければならない。

合同委員会の説明によれば、新規則における任意的反訴は、以前の実務において、原告に対する被告の請求がリクープメント (recoupment)、セット・オフ (set-off)、ネグリジャンスにおけるクロス・デクラレーション (cross-declaration) あるいはエクイティ上のクロス・ビル (cross-bill) の方法で処理されたのをいかに不要とするかが、十分に説明されている。被告が原告に対して有する請求であれば、コモン・ロー上のものであれエクイティ上のものであれ、定額であれ不定額であれ、また同一の取引 (事件) から生じたにしろそうでないにしろ、いずれも被告の反訴によって併合することができる。ルール一一一第八項によれば、反訴は、相手方当事者の求めるリカヴァリーを減少ないし排斥させる場合もあれば、そうでない場合もある。反訴は相手方当事者が、プリーディングで求める救済の額を超過し、あるいはこれと異なる種類の救済を求めることができる。⁽²⁴⁾

(3) クロス・クレイム (共同訴訟人間請求)

(i) ルール二〇三第三項

ミンガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(一)(小松)

ルール二〇三第三項は、クロス・クレイムについて、次のように定める。

〔共同当事者に対するクロス・クレイム (Cross-Claim Against Co-Party)〕

「訴答は、最初の訴訟またはそこでの反訴の主題である取引または事件から生じ、または最初の訴訟の主題である財産に関連した、一当事者の共同当事者に対するどのような請求をも、クロス・クレイムとして陳述することができる。そのようなクロス・クレイムはそれが主張されている当事者が、クロス・クレイムの原告 (cross-claimant) に対する訴訟において主張された請求の全部又は一部についてクロス・クレイムの原告に責任を負い、または負うであろうという主張を含むことができる。」

(ii) 意義及び要件

クロス・クレイムとは、一当事者が共同当事者 (co-party) に対して有する、コモン・ロー又はエクイティ上又は双方の請求であり、それが、最初の訴訟またはそこでの反訴の主題である取引または事件から生じた場合のものをさす。⁽²⁵⁾

ルール二〇三第三項では、相手方当事者 (opposing parties) と共同当事者 (co-parties) との区別がなされている。共同当事者間での請求がクロス・クレイムとよばれ、それは次のような請求に制限される。すなわち (a) 最初の訴訟または反訴の主題である取引 (事件) から生じた請求、(b) 最初の訴訟の主題である財産に関連した請求、である。したがって、被告は、彼が共同被告に対して有するどのような全ての請求についても訴答する無制限な権利を有しているのではなく、前述した要件を充たす請求のみを訴答する権利を持つ。⁽²⁶⁾

クロス・クレイムは、原告に影響を及ぼす必要がない。それは、最初の訴訟の主題である取引または事件から生ずることで十分である。それゆえ、「最初の訴訟の主題である財産に」関連したという最後の部分によって、受戻権喪失訴訟において被告当事者として訴えられた第二順位譲渡抵当権者は、たとえ譲渡抵当債務者の債務が、第一順位譲渡抵当権と同一の取引から生じるものではないとしてもその抵当債務者に対してその債務に関する対人判決を求めて、クロス・クレイムを提起することが許されるであろう。⁽²⁷⁾

クロス・クレイムは、それが主張される当事者からなんらの救済をも求めるものでないときは、許されない。したがって、ある被告が他の被告と択一的な関係において併合され、最初の被告が、自らには責任がなく彼の共同被告が専ら責任を負う旨を主張しようとするときは、彼は、クロス・クレイムを利用することができない。なぜなら、彼は、それが主張された相手方から、なんらの救済も求めてはいないからである。

ルール二〇三第三項は、前訴判決が、負担部分 (contribution) または求償 (indemnity) を求める後訴において共同被告を拘束するであろう可能性が存在する場合には、特に重要となる。ルール二〇三第三項により、被告は、原告が十分厳格にその請求に関する訴訟を進行しなかったために、他方の被告が前訴で勝訴し、それゆえ共同被告による後訴を免れるであろうという可能性に対して、クロス・クレイムを提起し、彼自身の証拠を提出して他方の被告に主たる責任があるか、あるいは共同責任が存在することを示すことで、防御することができ。一緒に訴えられた被告間でのクロス・クレイムの訴訟手続は、紛争の全体を最小限の手続上の段階で判断する方法を提供する。二人の被告に対する不法行為訴訟において生じるであろう様々な可能性を考察してみる。もし当事者が共同して (jointly) 責任

を負うとすれば、彼らの一方が他方に対して負担部分を求めてクロス・クレイムを提起することができる。なぜならば、そのルールによれば、明確に、クロス・クレイムは、もしそれが提起された相手方が、最初の原告の請求の「全部または一部についてクロス・クレイムの原告に対して責任を負いまたは負うであろう」ときは、許されるからである。もし、当事者の一方が従属的に（secondarily）のみ責任を負うにすぎない場合は、彼が支払わなければならない金額に対する求償を求めて、第一次的に責任を負う被告に対してクロス・クレイムを提起することができる。⁽²⁸⁾

(4) 弁論の分離・一部判決

ルール二〇三第四項は、弁論の分離（Separate trial）と一部判決（Separate judgment）について規律しており、次のように規定する。

〔弁論の分離・一部判決〕

「裁判所が、ルール五〇五第二項に規定されるように弁論の分離を命じる場合は、裁判所が管轄権を有するときには、ルール五一八第二項の本文に従い、請求、反訴、またはクロス・クレイムについての判決が言い渡されうる。そのような判決は、たとえ相手方当事者の請求「についての訴え」が却下されまたは別に処理されるとしても、言い渡されうる。」

これは、審理の運営の問題、すなわち関連性のない問題によって訴訟を不適當に混乱させるか、あるいは数個の手続よりも一つの手続で全ての問題を、より迅速に処理することができるかという問題について、裁判所が審理上の便宜という問題を処理する権限をもつことを定めたものである。⁽²⁹⁾

(5) 請求の必要的併合に関する判例の動向

一九六三年のミシガン一般裁判所規則ではどのような請求併合に関する規定がなされているかを概観してきたが、そのような規定のうちで最も興味深いもののひとつは、他の州には存在していない、ルール二〇三第一項の規定する請求の必要的併合という制度であろう。我が国の民訴法第二二七条は「数個ノ請求ハ同種ノ訴訟手続ニ依ル場合ニ限り一ノ訴ヲ以テ之ヲ提起スルコトヲ得」と規定し、任意的併合を原則としている。このような点からも、ミシガン一般裁判所規則における請求の必要的併合というルールが実際にどのように適用され、どのような点が問題となるのかを、確認することが有益であろう。そこで、次に、ルール二〇三第一項についてのこれまでの主要な判例を分析することによって、これらの点についての考察を進めてみたい。⁽³⁰⁾

(i) Michigan National Bank v. Martin⁽³¹⁾

一九六五年、被告 Martin は、原告に対して原告に対する債務の証拠として、五万ドルと一五万ドルの二通の約束手形を発行し、交付した。副担保（collateral security）として被告は、ミシガン州 Kent 県及び Benzie 県にある不動産につき、三組の別個のモーゲージを設定した。それぞれのモーゲージ証書が、一区画の不動産、すなわち Kent 県の被告の住居、Benzie 県の被告の小別荘に関する定期貸借権及び Benzie 県のスキーリゾートを包含していた。各証書には、それが二〇万ドルの債務を担保する旨が述べられていた。

一九六六年、被告に対する強制破産手続が開始された。その後、被告の約束手形の不履行に基づき、原告は、三組の別個の受戻権喪失手続を開始した。最初の二つの訴訟は、それぞれ Kent 県巡回裁判所に提起され、第二の訴訟

ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(一)(小松)

は Benzie 県巡回裁判所に提起された。この後者の訴訟は、Manistee 県貯蓄銀行が、同様にそのスキー・リゾートを対象としていたモーゲージに基づき、被告に対して提起した受戻権喪失手続と併合された。Benzie 県での訴訟はトライアルに進んだがこれに対して被告は、ルール二〇三第一項に基づき原告が三組の全ての受戻権喪失請求を Benzie 県での訴訟と併合していない旨異議を申し立てた。この異議は拒絶され、モーゲージに関する受戻権喪失判決が登録された。

この受戻権喪失に基づく売却では、債務は完済されなかったため、他の二つのモーゲージに関する請求が併合され、判決がもめられた。これらの Kent 県での各訴訟において、被告は、却下の促進判決 (accelerated judgment) を求める申立を行ったが、これは、原告の請求が先の Benzie 県での訴訟の判決に吸合 (merger) されたため、遮断されるという理由に基づいていた。その申立は否定され、それらの訴訟は、トライアルのために併合された。受戻権喪失判決が併合訴訟で登録されたため、被告が控訴。控訴裁判所は、一審判決を支持して、次のように判示した。

「被告は、コモン・ロー上の訴訟原因分割禁止の原則を援用している。すなわち、訴訟原因が単一であるときは、これを分割することはできず数個の訴訟の対象とすることはできない、と。……このルールは、一般裁判所規則二〇三第一項に取り入れられ、被告は主にこのルールに依拠している。もっとも、そのルールは、訴訟原因分割禁止の原則としてではなく、請求の併合という用語で述べられている。……被告の主張は、原告が三組の全てのモーゲージに関する受戻権喪失を Benzie 県での訴訟で行わなかったことにより二組のモーゲージに関する受戻権喪失を妨げら

れるとするものである。

事実審裁判所の見解は、ルール二〇三第一項の違反は存在しないと断言するものであった。Letts 判事は、次のように述べた。

『……原告が債務それ自体について単一の訴訟原因を有したことは同意するが、被告が看過している点は、Benzie 県での訴訟が承認されている債務それ自体ではなく、モーゲージの受戻権喪失に関する問題についてのものがあったことである。……当裁判所は、その判決において訴訟原因の分割はなかったものと判示する。なぜならば、それぞれの受戻権喪失が、それ自体で一つの訴訟原因を構成すると考えられるからである。』

我々は、この見解に同意する。それぞれのモーゲージ証書が、別個のかつ区別される契約を構成したのであり、別個の執行を行うことができた。被告の負債が依然として存在する限り、Benzie 県での原告の受戻権喪失は、Kent 県での訴訟におけるその他のモーゲージに関する後続する受戻権喪失を妨げなかった。

……このことは、同一債務を担保する数組のモーゲージを有する担保権者が、各モーゲージの受戻権喪失を別々の訴訟で行わなければならないということではない。ある場合には、数個のモーゲージに関する受戻権喪失を一つの訴訟に併合することが便宜にかなうであろう。……しかし、ある場合にはまた必要的併合のルールを採用することにより、担保権設定者と担保権者の双方に甚だしい困難が生じるであろう。担保権の設定された数個の財産のうちの一つが、受戻権喪失により売却されるならば、主たる債務を完済するに十分な金額を提供する場合に、全財産についての受戻権喪失を要求することは、その他の財産を不必要にその訴訟に関与させることになる。同様に、担保権設定者

の履行遅滞が、同一の貸付金を明示している数通の担保付手形のうちの一つだけであるときは、必要的併合のルールによって、担保権者は、他の手形の弁済期が到来しモーゲージの設定された全ての財産について受戻権喪失を行えるまで待つことを強制されるであろうし、あるいはそうでなければ、弁済期末到来の手形に関する担保について受戻権喪失権の消滅を強いられるであろう。我々は、このように不適当な結果を強いる原則を採用できない。

さらに、請求分割禁止の原則と必要的併合の原則を支える政策は、本件での原告の行為により、なんら害されなかった。そのような政策の一つとは、厄介な訴訟を妨げるということである。……しかし、原告が Benzie 県で受戻権喪失訴訟を開始したのは、専ら Manistee 県貯蓄銀行の同一スキーマ・リゾートに関する受戻権喪失訴訟に応じたものであった。Manistee 県銀行と原告は、同一財産上の担保利益を分け合った。リゾートに関する財産の断片的な処分により、当該財産についての原告のモーゲージの価値が減少したため、原告は Benzie 県での訴訟を開始した。原告が厄介な訴訟に携わったと非難することはできない。」

本件は、被告が原告に対して単一の債務を負い、原告がその担保として三つのモーゲージの設定を受けた場合、それぞれのモーゲージに関する受戻権の喪失は、別個の訴訟原因を生じさせ、従って、原告は訴訟原因分割禁止原則に違反しなかった旨判示された。裁判所は、数個の請求の併合が要求されるところの場合に原告と被告の双方にかなりの不利益が生じる点をも指摘した。判例を支持する見解は、各モーゲージが本質的に別個の証書 (instrument) であり、それらの一つについて救済を与えあるいは与えないとしても、他のものに基づいて救済を与えることとなんら矛盾しないという点を挙げている。⁽³²⁾

しかしまた、この事例を率直にみれば、三つのモーゲージが、「同一の取引又は事件」から生じ、従って、ルール二〇三第一項の適用を受けるとも考えることができるであろう。このような前提に立った場合、本件の結論が正当化されるには、前訴で被告が原告の請求不併合に対して異議を申し立てなかったか、被告が前訴で異議を申し立てたが特別の事情により拒絶され上訴しなかったか、異議が拒絶されたため上訴したが棄却されたかのいずれかである。⁽³³⁾

(ii) *Mango v. Plymouth Township Board of Trustees*⁽³⁴⁾

一九五七年、Plymouth 町が、原告の土地を商業地区から住宅地区に変更するゾーニング条例を制定したため、原告のレストランと飲酒店がこの条例と一致しない用途を構成するに至った。原告は、これらの建物が老朽化し新築を必要としたため、一九六七年、Township Board of Trustee に対して原告の土地を商業地区に改めるとともに、新たな建築についての許可証の発行を求める職務執行令状訴訟 (mandamus action) を提起した。これは当該ゾーニング条例が原告らの土地に対して適用されるが故に不合理かつ恣意的であり、それゆえ違憲であるということ根拠としていた。同一訴状における第二のカウンント (count) で、原告は、選択的に、仮にその条例が合憲であるとしても、ミシガン法及び当該条例自体が、条例に一致しない用途のための改築及び修補を認めているとして、その建物を修補し、改築することについての許可証の発給を求める職務執行令状を要求した。

審理前協議において原告は、第二のカウンントを取り下げ、これについて異議は申し立てられなかった。事件は、第一のカウンントについてのみ審理され、当該条例の合憲性が認められ、原告敗訴。

一九六九年、原告は、その営業を休業させるにいたった州厚生省の規則に対する違反を免れるため、被告に対し、

ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(一)(小松)

修補及び新たな備品の取付のための建築許可証を申請したが拒絶されたため、実質的に前訴で取り下げられた第二のカウンントと類似した職務執行令状訴訟を提起した。これに対して、被告は前訴が本件争点につき既判事項である旨主張し、一審はこれを認容したため、原告が控訴。控訴裁判所は、これを破棄差し戻し、次のように判示した。

「既判事項 (res judicata) の原則の適用可能性を決定する基準は、二つの訴訟を支えるに重要な事実または証拠が同一であるかどうかということである。もしそうならば、既判事項の原則は後者を遮断する。……この基準を本件に適用する場合、条例の合憲性を攻撃するのに必要な事実及び証拠は、その条例の下で原告の権利を確定するに必要なものとは異なることは明かである。それゆえ、既判事項の原則は後訴を遮断しなかった。さらに被告が前訴で、第二のカウンントの取下につき異議を申し立てなかったことは、彼らが有したであろう、本件訴訟を遮断するものとしての必要的併合のルールを援用するいかなる権利をも放棄した。規則二〇三第一項……」

これに対して、Danhof 裁判官は、次のような反対意見を述べている。⁽³⁵⁾ すなわち、過半数の裁判官は、被告が第二のカウンントの取下に対し異議を申し立てなかったことは、本件訴訟に対して異議を申し立てる権利を放棄したものであると述べる。しかし、ルール二〇三は、本件には適用されないのである。前訴の訴状は、その訴答送達の時点で原告が被告に対して有したコモン・ローまたはエキイティ上の全ての請求を申し立てていたので、もはや被告がなしうるなものも存在しなかった。もし、訴状送達後に、原告が任意に第二のカウンントを放棄するならば、それは原告自身の判断によるものであった。原告は、前訴において本件訴訟の基礎となっていている事項につき訴訟追行の機会を有した。既判事項の答弁は、特別な場合を除き、裁判所が実際に当事者から、意見を形成し判決の言渡しを求められた事

項だけではなく、当然に訴訟の主題に属しており、かつ当事者が合理的な努力をはらったとすればその時点で提出することのできた全ての事項に適用されるのである、と。

(iii) Purification Systems, Inc. v. Mastan Company ⁽³⁶⁾

一九六六年、当時 CAC, Inc. の名称で活動していた原告は、被告が「明示の」(express) 口頭契約に従い総額八〇〇〇ドルの債務を負担する旨主張して訴えを提起した。原告の申し立てた契約によれば、原告が被告と第三者間での予備的なモーゲージについての合意書の発行を準備する仲介人として活動することについて被告が八〇〇〇ドルの手料を支払う旨合意したとの主張がなされた。原告は、契約の存在を立証するため、原告が被告のすでに死亡した代理人と行った電話による会話についての証拠を提出しようとしたが、被告は、Michigan Dead Man's Act に基づきこの証言の許容性について異議を申し立てた。一審裁判所がこの異議を認容したため、原告は口頭契約の存在を立証できず敗訴。

この前訴における判決の登録に先立ち、原告は一九七〇年、第二の訴えを提起し、原告が被告とすぐにローンまたはその合意をなすことのできる商業上の借入人を被告に紹介するならば、被告は仲介人たる原告に対しそのサービスに対して一定の相当な額の手料を支払う旨「黙示に」(impliedly) 合意し契約したと申し立てた。

一審は、原告の後訴が前訴判決により遮断されると判示し、次のように述べた。

「本件における請求は、前訴の審理において述べられた同一の事実、事件及び事情から生じたものである。前訴の審理の基礎となった法的視点は、原告の申立によれば明示の口頭契約であった。本件後訴において申し立てられた法

的視点は黙示契約である。どちらの法的視点も訴訟原因の生じた事実または事情の点で異なる別個の請求を形づくるものではない。本件訴訟は新たな請求に基づくものではなく、もっぱら同一の請求を提起するための異なる法的視点に基づくものにすぎない」

これに対して、原告は控訴したが、控訴裁判所は、一審判決を支持して次のように述べた。

「……原告は、……ルール二〇三第一項の明確な規定を指摘する。すなわち、申立または審理前協議において併合を必要とする請求を併合しないことについて異議を申し立てないときは、必要的併合のルールを放棄したものとし、判決は現実に争われた請求以上のものを吸合しないものとする、と。我々は公正という観点から、この文言を同項の前段と調和させることが難しいことを認めざるをえない。……本件において明かなことは、当該原告と被告が唯一の関連ある当事者であるということである。また同様に、明示契約と quantum meruit に基づく二つの請求が同一の事件から生じたことも明かである。さらに我々の事実認定によれば、被告が申立または審理前協議において、併合を必要とする請求を併合しないことについて異議を申し立てなかったことも明かである。我々は、最初に規則の起草者の意図についての手掛りを与える委員会の注釈を調べることにする。……当裁判所は、この注釈を本件に適用してみた。明らかに原告は、本件において過失により (inadvertently) または故意に規則の前段に違反している。被告は、過失によりまたは故意に規則の後段に違反しており、また事実審裁判官は、他の関連ある規則に従わなかった。それゆえ、問題は、それぞれの過失ある当事者の相互の責任を同等視し、判断することであるように思われる。……当裁判所は、『伝統的な』見解及びそれによる原告側の『苛酷さ』と、被告側の部分的な裁判による『厄介な』ある

いは『費用のかかる』結果とを比較衡量した。当裁判所は、選択を行わなければならない。

本件におけるように、原告の主張する請求が同一の事件から生じ、明示契約又は黙示契約に基づき損害賠償を請求することができ、また原告が明示契約のみに基づいて訴訟を進行することを選ぶときは、原告が後に黙示契約または quantum meruit に基づいて損害賠償を請求することは、レス・ジュディカタの原則により遮断されるものと判断する……」

本件は、併合を必要とする請求が前訴で併合されない場合に、併合されない請求に基づく後訴が認められるかどうかを、前訴での客観的な被告による異議申立の有無という画一的基準によってではなく、前訴で請求を併合しない原告側の帰責性と異議を申し立てない被告側の帰責性との実質的な比較衡量により決定しようとするものであり、これはバランスィング・アプローチ (Balancing approach) と呼ばれている。しかし、この立場によれば少なくとも前訴の段階において客観的な被告の異議の有無により後訴の可否が決定され、それによって原告を苛酷な既判力の原則から救済しようとした起草者の意図は後退するように思われる。なぜなら、この判例の立場によれば、原告側の帰責性の程度が被告側のそれよりも大きいと考えられる場合には、前訴で被告が異議を申し立てない場合でも後訴が遮断される場合を認めることになるからである。それゆえ、本判決については、裁判所がルール二〇三第一項を誤解し、後段の異議の規定を無視したものであるとの批判がなされている。⁽³⁷⁾ しかし、第一審裁判所が判示したように、前訴の審理の基礎となった法的視点は明示の口頭契約であり、また本件後訴において申し立てられた法的視点は黙示契約でありどちらの法的視点も訴訟原因の生じた事実関係の点で異なる別個の請求を形づくるものではないと考えることもで

きる。⁽³⁸⁾つまり、本件後訴は新たな請求に基づくものではなく、もっぱら同一の請求を提起するための異なる法的視点に基づくものにすぎないとみることできる。そのような立場に立った場合、数個の請求の存在を前提とするルール二〇三第一項の適用はなく、したがって前訴で被告が異議を申し立てなくても、後訴が遮断されるとすることは、理論的に可能であるように思われる。本判決が採用したバランシング・アプローチは、ルール二〇三第一項についてミンガン最高裁が解釈した後述の Rogers 事件において、一旦は、拒絶された。⁽³⁹⁾それにもかかわらず、この判決は、その後のルール二〇三第一項の改正について大きな影響を与えることになった。⁽⁴⁰⁾

(iv) Continental Cas. Co. v. Enco Associates, Inc.⁽⁴¹⁾

原告 Continental は被告 Enco に対して設計者・技術者に関する職業上の責任保険証券を発行し、その填補範囲は、被告の「過誤、不作為または過失行為」がその保険証券期間内に生じ、かつその請求 (claim) が、保険証券の定める定める期間内に最初に被保険者に対してなされる場合、としていた。この証券による填補は、一九七〇年一月六日に終了した。

一九六七年、被告は、Sears 株式会社 (以下、Sears とする) と建築契約を締結し、車庫の傾斜路の設計を行う。これは、Sears と White Plains と建設された。一九七〇年の中頃、この建築物に深いひび割れが生じ、修理を要することが明かとなったので、Sears と被告との間で文書による連絡が行われた後、Sears は被告に電話で被告がこの傾斜路の修理費用を支払う責任を負う旨、連絡した。

一九七二年、被告は原告に当該事実関係を文書により通知したが、原告は、保険証券期間内に請求が行われなかったため、なんらの填補も存在しないと述べた。原告は被告に対し宣言判決を求める訴えを提起し、その争点は、一九七〇年の夏に Sears と被告とが行った連絡が、保険証券の期間内での被告に対する「請求」を構成するかどうか、というものであった。一審は、① Sears が被告に対して行った連絡が「請求」を構成する旨判示し、かつ②原告はもはや別の防御方法 (defense) に基づき後訴を提起することはできない旨判示したため、原告が控訴。

控訴裁判所は、一審判決の①の部分支持したが、②の部分破棄し、次のように述べた。

「……上訴趣意書の表現は異なっているが、最後の争点は、はたして原告が一審裁判所の判決により、そこで提出しなかった防御方法を後訴において主張することを遮断されるかどうかである。当裁判所は、遮断されないものと判示する。」

宣言的救済を求めるための訴訟手続は、一般裁判所規則の適用を受ける。ルール二〇三第一項は、全ての請求が『訴訟の主題である取引又事件から』生じるときは、これら全ての請求の併合を要求している。しかし、このルールはさらに次のように定める。「申立または審理前協議において……併合を必要とする請求を併合しないことについて異議を申し立てないときは、必要的併合のルールは放棄されるものとし、判決は現実に争われた請求以上のものを吸合しないものとする」

本件では、原告が本件訴訟の対象である保険証券の下で原告に生ずる全ての防御方法を併合しないことに対してなんらの異議もなされなかった。例えば、原告の「通知の欠缺」(lack of notice) という防御方法は一審では争われなかった。それゆえ、判決はその防禦方法 (あるいはその他の争われない防御方法) を現実に争われたものに吸合させ

⁽³⁸⁾ ミンガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(一)(小松)

ることはできない。また、その判決によって原告は後訴においてその防御方法の提出を妨げられない。このような理由により、事実審裁判所の判決を破棄する。」

本件において注目される点は、一審裁判所が、後訴では、原告たる保険会社は―被告が併合の必要なことを申し立てなくても―事実審裁判所において争われなかった責任についてのその他の防御方法を提出することはできないと判示したことである。しかし、控訴裁判所は、これを破棄して、本件においてもルール二〇三第一項の適用があるものと判示した。

しかし、この事件での控訴裁判所の判決に対しては、次のような批判がなされている。すなわち、ルール二〇三第一項は請求 (claims) の必要的併合に関するものであり、宣言的判決を求める訴訟において原告が通常申し立てるのは、事件が普通の形で提起された場合に主張される防御方法 (defenses) である。請求と防御方法とは、それぞれ反対の当事者によって主張される点を別としても、明かな違いがある。というのは、請求とは訴訟原因のことである(いくつかの法的視点により支持することができる)が、防御方法とは、請求を排斥する法的視点に一層類似しているからである。すなわち、いくつかの防御方法が、ある一定の請求に対応している。防御方法とは、決して別個の訴訟原因ではないのである。それゆえ、宣言的判決を求める訴訟のように、通常と逆のケースで問題が生じる場合に、それらの防御方法を訴訟原因に変えてしまうのは疑問に思われる。もし、被保険者が本件で最初に訴を提起したとしたら、保険会社がある防御方法を提出したが敗訴判決を受けた後、原告が被告に全ての防御方法の提出を要求しなかったことを理由としてその問題を異なる防御方法に基づき再び争うようなことは、明かに許されなかったであろう、⁽⁴²⁾と。

また、他方では、事実審裁判所が本件において行った取り扱いは、普通ではなかった。問題となる判決の範囲―特に前訴で争われなかった事項については、後訴で考察されるのが普通であり、前訴においてではないからである。⁽⁴³⁾

a) *Rogers v. Colonial Federal Savings & Loan Association of Grosse Pointe Woods*⁽⁴⁴⁾

一九七二年に、原告 *Rogers* は、*Tibolla* が火災後の原告の家屋を修築するという合意についての担保として、その家屋を *Tibolla* に譲渡した。その譲渡自体が、全修築費用一七一〇〇ドルについての五五〇〇ドルの頭金 (down payment) の支払いを目的としていた。残りの修築費用は、原告が買戻しを約した土地契約 (land contract) に基づき支払うことになっていた。その土地契約によれば、*Tibolla* は当該財産をモーゲージに供する権利を有した。同年九月、*Tibolla* は被告 *Colonial* に対し、その財産をモーゲージに供することを認め、当該財産の担保利益及び *personal note* を提供し、被告から一五〇〇〇ドルを受領した。

同年末、原告は *Tibolla* に対する最初の訴訟を提起し、*Tibolla* が修築契約に違反し、詐欺を行い、古い材料を使用した旨等を申し立てた。原告は訴えを変更して、*Colonial* を当事者として併合し、*Tibolla* と *Colonial* との間モーゲージの取消を求めた。*Colonial* は自らが不法行為の当事者であることを否認し、審理前協議において原告側弁護士は、被告 *Colonial* に関する請求につき不利益を伴うディスマサル (dismissal with prejudice) に同意した。同時に、被告 *Tibolla* に対する欠席判決が下され、原告の請求全額が認容された(しかし、*Tibolla* はその管轄権を去ったため、その判決は不満足なものとなった)。

その後、原告は *Colonial* に対して本件の第二の訴えを提起し、モーゲージの取消を求めたが、これは、連邦上の *Truth-in-Lending* 法により原告は取消権を有するものであった。被告は、レス・ジュディカータ（既判事項）と救済方法の選択に基づき促進判決を申し立て、一審及び控訴審ともこれを支持したため、原告が上告。ミシガン州最高裁判所は、原審を破棄差し戻して、次のように判示した。

「……………本件は、ルール二〇三第一項の適用を受け、またそのルールの後段で述べられている異議がなされなかった。……………このルールの前段は、ミシガン州において長く適用されていた訴訟原因の分割禁止という裁判上の法準則を成文化したものである。その裁判上の法準則の基礎は、レス・ジュディカータの原則と同一の一般的な政策的考慮に基づいており、この裁判上の法準則が、レス・ジュディカータを包摂しまたは緩和するように本件に適用されなければならぬ。

本件をルール二〇三第一項に基づき審理するにあたり、当裁判所が判断しなければならない点は、後段の放棄の規定の効果である。……………当裁判所は、このルールの解釈と適用が、*Malsev* 事件⁽⁴⁵⁾は、*Kavanagh* 首席裁判官により、論理的方法のみによって行われたものと考えられる。……………その明かな効果とは、被告が異議を放棄すれば、後訴において放棄された防御方法の主張を妨げられるということである。

Ryan 裁判官が本件の解釈において述べた見解によれば、ルール二〇三第一項の範囲は、「マージャー」（吸合）という専門用語の範囲内にある事件に限定されるであろう。これは、このルールが「バー」（阻止）については言及せずに「マージャー」だけを明記していることに基づいている。その解釈によれば、もし原告が前訴において勝訴

し、その間に被告が原告の不併合に対して異議を申し立てなかったときは、ルール二〇三第一項により後訴の提起が許されるであろう。なぜならばマージャーの防御方法は放棄されたからである。しかし、本件のように原告が前訴で敗訴するならば、*Ryan* 裁判官の解釈によれば、ルール二〇三第一項は、被告が同様に異議を申し立てないにも拘らず適用されないであろう。このような矛盾した結果が生じるのは実際上は両者の訴訟がほとんど同一であるにも拘らず、……………被告がマージャーの防御方法の主張を放棄することはできるが、バーの防御方法の主張は放棄できないということに基づく。当裁判所は、次のような幾つかの理由によりこのような規則の解釈に同意することができない。……………第二に、マージャーとバーの概念が、その専門用語上の区別にも拘らず、ほとんど同一であることがあげられる。実際、マージャーとバーという用語はしばしば交換可能なように使用され、同一の意味を示している。……………第三に、マージャーが専門用語上の意味をもつとしても、マージャーと述べている「一項後段後節の」文言が、それに先行する部分〔後段前節の内容〕を決定するとは考えない。前節は次のように述べる。『……………異議の申し立てがなされないときは、必要的併合のルールは放棄されるものとし』と。この節は明らかに原告の勝訴敗訴に拘らず全ての併合を放棄している。それゆえ、マージャーとバーとの間の専門用語上の区別はまったく意味をもたない。当裁判所は、この節が絶対的かつ決定的なものと考えられる。後節は次のように述べる。『……………判決は現実に争われた請求以上のものを吸合（merge）しない』と。当裁判所は、後節の文言が前節の文言に従属するものと考え、後節の *merge* という用語は、より一般的な意味で使用されているものと判示する。併合のルールの放棄には、当然にバーの防御方法の放棄が含まれる。

さらに、おそらくもっとも重要な意味をもつと思われることは、ルール二〇三第一項の放棄の規定がもつばらマージャーに適用さればに適用されないとすることは、放棄の規定がもつた目的からみた場合、意味をなさないということである。その目的とは、被告が、申立により前訴において原告の不併合に対して異議を主張するようにさせ、原告が前訴において不併合についての瑕疵を修正することができるようにすることである。この時点では、原告の勝訴・敗訴を知ることができないであろう。

当規則が前訴での主張を要求することにおいて意図した明らかに有益な効果とは、このような訴訟の領域に公正と確実性とを導こうとすることである。例えば、原告が最初に全ての請求を併合せず、かつ被告がこれに対してなんらの異議も申し立てないときは、原告が、後に前訴で現実に争われなかった事項について訴えを提起できることが、両当事者に対して明確に予告される。反対に、原告が全ての請求を併合せず、かつ被告が異議を申し立てるときは、両当事者は、原告が訴えを変更してそれらの請求を併合しないで、再び後訴を提起することは妨げられることを知る。それゆえ、委員会及び起草者の注釈が述べるように、併合ルールの不公正あるいは苛酷な結果の緩和は、その問題を前訴において提出しそこで不併合という瑕疵を治癒することができるようにしてなされる。

もし、放棄の規定の適用が、かつて争われかつ専門用語上の定義であるマージャーの範囲内に該当する事件のみについてなされるならば、原告の勝訴が確定されるまでなんらの確実性も存在しえないことは明かであろう。すなわち、前訴で規則が実現しようとしたまさにその確実性が挫折させられるであろう。この規則は、前訴の段階での公正と確実性を実現しようとして起草されたものであり、前訴の終局判決に至るまでその問題を不確実なものとしておくように解釈することはできないものと考えられる。

最後に、放棄の規定をもつばら専門用語上の意味でのマージャーに該当する事件に限定する解釈が不合理なことは、この規則が勝訴原告だけの苛酷な結果を回避しようとしたとは論理的に考えることができないという事実によっても基礎付けることができる。もし、この規則がなんらかの選択を行ったとすれば伝統的な必要的併合の要求のもつ苛酷な結果により甚だしい損害を被った原告、すなわち前訴で敗訴しその結果被告からなんらの賠償も得ることのできなかった原告を保護することの方が、より論理的であるように思われる。」

ルール二〇三第一項は、原告が前訴で併合を必要とする請求を併合しない場合に、被告がその不併合に対して異議を申し立てないときは、「現実に争われた請求以上のものを『吸合』(merge)しない」判決をもたらすと規定する。一般に、吸合(merger)とは前訴での原告勝訴判決の効力を意味し、これに対して、阻止(bar)とは前訴での被告勝訴判決の効果を意味するものとして使用される。二〇三第一項では、吸合という用語が使用されているため、この規則はもつばら前訴判決が原告勝訴判決である場合にのみ適用されるとの意味をもつことができる。このような解釈によれば、前訴で原告勝訴判決が下されるときは、ルール二〇三第一項の適用があり、したがって前訴での被告の異議申立の有無により後訴の可否についての決定がなされる。しかし、前訴で被告勝訴判決が下されるならば、この規則の適用がなく、前訴での被告の異議申立の有無に拘らず後訴が遮断されることになる。本判決における Ryan 裁判官の反対意見は、このような主張に基づいていた。⁽⁴⁶⁾多数意見は、前訴での勝訴・敗訴によりマージャーとバーとを区別することに同意したが、規則の目的を論ずるとともに、「merge」という用語は広い意味で使用されバーという

ミンガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(一)(小松)

効果をも含むこともあるという事実を論じた。そして、ルール二〇三第一項は、前訴で原告が勝訴するか敗訴するかに拘らず適用され、前訴での被告の異議申立ての有無によって画一的に後訴の可否が決定されると判示した。

このような多数意見の立場に対しては、それがあまりにも安易にマージャーとバーの区別を、原告の前訴における勝訴・敗訴という単純な相違に求めてしまったという批判がなされている。バーの原則の一般的な目的とは、矛盾した裁判を妨げるということである。原告が一度その事件で弁論し敗訴するならばさらに訴を提起してその結果を変更しようとすることは許されるべきではない。他方において、マージャーとは訴訟経済の原則 (principle of economy) に基づいている。すなわち、原告が前訴で勝訴したとしても (ルール二〇三第一項後段の範囲外で) 一度に争うべきであったものを二度争うことは許されるべきではない。これらの基本原則を心に留めるならば、バーではなくマージャーがこの事件に関係したことは明らかである。被告 Colonial が詐欺に加担したという申立てに基づいた原告の第一の請求についてのディスミサルは、Truth-in-Lending 法の違反に基づいたモーゲージの取消とは全く矛盾するものではない。しかし、双方の請求を同一の訴訟で提起しないことで、ルール二〇三第一項の示す訴訟経済の問題が生じる。このように、ルール二〇三第一項の規定の文言は拡張解釈せずに適用することができたであろう、と。⁽⁴⁷⁾

(1) 一九六三年のミシガン一般裁判所規則における請求の必要的併合について、拙稿「ミシガン州における請求の必要的併合」早稲田大学法研論集三六号 (昭六〇) 一四七頁。

(2) わが国における判決効に関する最近の学説・判例の展開には、興味深いものがある。学説では、判決効の範囲を、手続過程における行為責任としての提出責任により確定しようとする見解が主張されている。水谷暢「後訴における審理拒否」民訴雑誌二六号「昭五五」五九頁、井上治典「判決効による遮断」これからの民事訴訟法「昭五九」二一七頁。判例では、前

訴と訴訟物を異にする後訴の提起が訴訟上の信義則に反し許されないとする方向を打ち出した昭五一年九月三〇日の最高裁判決 (民集三〇巻八号七九九頁) が注目され、その後、同旨の判例が相ついでいる。筆者は、これらの学説・判例における最近の傾向と本稿で取り扱うテーマとが密接な関係を有するものと考えている。

(3) この規則を起草した合同委員会は、ルール二〇三が、連邦民事訴訟規則第一三条と第一八条をその模範としたことを指摘している。 See, *Report of Joint Committee on Michigan Procedural Revision*, 38 MICHIGAN STATE BAR JOURNAL 7, at 70 (1959)

(4) 「吸合」(merger)とは、一般に前訴での原告勝訴判決の効力を意味し、これに対して、「阻止」(bar)とは被告勝訴判決の効力を意味するものとして使用される。RESTATEMENT (SECOND) OF JUDGMENTS, § 17. Comment a and b (1982)

(5) *Report of Joint Committee on Michigan Procedural Revision*, 38 MICH. STATE BAR JOURNAL 7, at 70 (1959)

(6) *Ibid.*

(7) *Ibid.*

(8) *Id.*, at 10

(9) *Ibid.*

(10) *Id.*, at 70

(11) *Ibid.*

(12) *Id.*, at 10

(13) J. HONIGMAN & C. HAWKINS, MICHIGAN COURT RULES ANNOTATED (2d. ed.1962) 479. アメリカの民事訴訟における必要的反訴 (compulsory counterclaim) については、上野泰男「反訴の強制による訴訟の単一化—アメリカにおける必要的反訴について—」法学雑誌一九卷二号「昭四七」一〇七頁。

(14) *Supra* note (5), at 69

ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(一)(小松)

- (15) *Id.*, at 70; J. HONIGMAN & C. HAWKINS, MICHIGAN COURT RULES ANNOTATED (2d. ed. 1962)479
- (16) J. HONIGMAN & C. HAWKINS, *supra* note (15), at 479
- (17) Blume, *The Scope of a Cause of Action—Elimination of the Splitting Trap*, 38 MICH. STATE BAR JOURNAL 10, at 13 (1959)
- (18) Meisenholder, *The New Michigan Pre-Trial Rules—Models for Other States?*, 61 MICH. L. REV. 1405 (1963)
- (19) *Ibid.*
- (20) Comment, *Joinder of Parties and Claims under the Michigan General Court Rules of 1963*, 8 WAYNE L. REV. 512, at 515 (1962)
- (21) 上述のような立法上の経緯により、反訴をルール二〇三第二項に基づき提起するかどうかは訴答者の自由である。しかし、反訴が提起されるときは、それは訴訟原因を分割することができないというルール二〇三第一項の意味での「請求」に該当する。相手方当事者が不併合に対して異議を申し立てるならば、訴訟原因のすべてを併合しなければならぬ。See, J. HONIGMAN & C. HAWKINS, MICHIGAN COURT RULES ANNOTATED (2d. ed. 1962)476, 479. ルール二〇三第一項は「一般に「訴え(Complaint)」における「請求」(claim)と述べているが、これは「cross-complaint(共同訴訟人問訴答)」「third-party complaint(第三当事者訴答)及び counterclaim(反訴)における請求を含む。委員会の注釈で示されているように、「そのすべてが、特定の請求との関係で原告である当事者が提出した救済の請求である。彼がそれらの請求を「訴訟」に含まれたその他の請求と併合することを要求され又は許される場合は、「単一の規則が適用される問題である」。See, *Ibid.*, at 476.
- (22) *Report of Joint Committee on Michigan Procedural Revision*, 38 MICH. STATE BAR JOURNAL 70,71 (1959); *as-sumpsit* とは引受訴訟、*replevin* とは動産占有回復訴訟、*trespass* とは侵害訴訟のこゝである。「訴訟方式」(forms of action)については、田中英夫「英米法総論・上」〔昭五五〕七八頁以下を参照。
- (23) J. HONIGMAN & C. HAWKINS, MICHIGAN COURT RULES ANNOTATED (2d. ed. 1962) 479,480.
- (24) *Id.*, at 480
- (25) Comment, *Joinder of Parties and Claims under the Michigan General Court of 1963*, 8 WAYNE L. REV. 515 (1962). 以下の説明は、この論文にしたがってゐる。
- (26) *Ibid.*
- (27) *Id.*, at 516
- (28) *Ibid.*
- (29) J. HONIGMAN & C. HAWKINS, MICHIGAN COURT RULES ANNOTATED (2d. ed. 1962) 479
- (30) ルール二〇三第一項の請求の必要的併合に関するいくつかの重要な判例については、すでに拙稿「ミシガン州における請求の必要的併合」早大法研論集三六卷一六〇頁以下で取り上げているので、本稿での判例研究は、それと重複しないようにした。従って、それらの判例については、前掲論文を参照していただきたい。また、ルール二〇三第一項をめぐる解釈上の争点についても、前掲論文一五四頁以下で考察している。
- (31) 19 Mich. App. 458, 172 N. W. 2d 920 (1969)
- (32) J. HONIGMAN & J. MARTIN, MICHIGAN COURT RULES ANNOTATED (2d. ed., Pocket Part, 1982) 267
- (33) 本件がルール二〇三第一項の適用範囲内にあり、かつ被告が異議を申し立てたにも拘らずそれが拒絶されたのは、モーゲージの対象となった土地がそれぞれ別の場所に属しており、かつそのうちの一つの土地について、他の原告による受戻権喪失手続が開始されたため、原告がその手続を開始せざるを得なかったという特別の事情によるものと思われる。このような状況のもとでは、不併合についての原告側の帰責性の程度は弱く、従って、不併合に対するペナルティを負わずことはできなうであらう。See, J. MARTIN (*et al.*), MICHIGAN COURT RULES PRACTICE (3d. ed. 1985) 29
- (34) 33 Mich. App. 715, 190 N. W. 2d 285 (1971)

- (55) 190 N.W. 20 285, at 287 (1971)
- (56) 40 Mich. App. 308, 198 N. W. 2d 807 (1972)
- (57) *Rogers v. Colonial Federal Savings & Loan Association of Grosse Pointe Woods* : *Michigan General Court Rule 203.1 and Waiver of Res Judicata Defenses*, DET. COLL. L. REV. 807, at 813 (1979); *Needham, G. C. R. 203.1: A Splitting Headache*, 57 MICH. STATE BAR JOURNAL 842, at 843(1978)
- (58) 198 N. W. 2d 807, at 808 (1972)
- (59) *Rogers v. Colonial Federal Savings & Loan Association of Grosse Pointe Woods*, 405 Mich. 609, 275 N. W. 2d 499, at 504, n. 6 (1979). この中で、ミシガン州最高裁は、Purification 事件判決に触れ、次のように述べた。「……………控訴裁判所の他の部が、ルール二〇三第一項の放棄の規定について論じた。控訴裁判所は、後訴において証明されるべき事実が前訴において争われたものと同一であったと認定したので、事実審裁判所がレス・シュディカータに基づいて行った判示を支持した。裁判所は、さらにルール二〇三第一項について論じ、被告がそのルールに基づき異議を申し立てなかったことに注目した。明白な意見により、その部はそのルールの適用についてバランスィング・アプローチを採用した。当裁判所は、レス・シュディカータとルール二〇三第一項の双方について、Purification system 事件で控訴裁判所が行った認定とは見解を異にしており、この結果その判例は無効とされる……………」。
- (40) 一九七八年に公表されることになるルール二〇三第一項についての改正案は、この判例の立場に従い、後段の放棄の規定の削除を提案してゐる。See, *Dean, A Review of the Proposed Michigan Court Rules*, 57 MICH. STATE BAR JOURNAL 132 (1978)
- (41) 66 Mich. App. 46, 238 N. W. 2d 198(1975)
- (42) J. HONIGMAN & J. MARTIN, *MICHIGAN COURT RULES ANNOTATED* (2d ed., Pocket Part, 1982) 268
- (43) *Ibid.*, at 269
- (44) 405 Mich.609, 275 N. W. 2d 499 (1979)
- (45) *Malesev v. Garavaglia*, 12 Mich. App. 282, 162 N.W. 2d 844(1968). この判例については、前掲拙稿「ミシガン州における請求の必要的併合」一六〇頁以下を参照。
- (46) 275 N. W. 2d 499, at 507 (1979). また、注目すべき見解として、ルール二〇三第一項の放棄の規定は、被告が原告の有するその他の請求を知っており、かつそのような認識でも拘らず、異議を申し立てなかったという証拠が存在する場合にのみ適用されるべきであるとする立場がある。See, *Wasinger, Civil Procedure*, 26 WAYNE L. REV. 433, at 435(1980)
- (47) J. HONIGMAN & J. MARTIN, *supra* note (42), at 267